

## 第2回智頭町議会定例会会議録

平成30年6月15日

(第1日)

智 頭 町 議 会

## 第2回智頭町議会定例会会議録

平成30年6月15日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第51号 専決処分について（平成29年度智頭町一般会計補正予算（第11号））
- 第 5. 議案第52号 専決処分について（平成29年度智頭町一般会計補正予算（第12号））
- 第 6. 議案第53号 専決処分について（平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号））
- 第 7. 議案第54号 専決処分について（平成29年度智頭町病院事業会計補正予算（第4号））
- 第 8. 議案第55号 専決処分について（智頭町税条例等の一部改正について）
- 第 9. 議案第56号 専決処分について（智頭町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 第10. 議案第57号 専決処分について（智頭町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）
- 第11. 議案第58号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第1号）
- 第12. 議案第59号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13. 議案第60号 平成30年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14. 議案第61号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15. 議案第62号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16. 議案第63号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第

1号)

- 第17. 議案第64号 平成30年度智頭町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第18. 議案第65号 平成30年度智頭町病院事業会計補正予算(第1号)
- 第19. 議案第66号 財産の無償譲渡について
- 第20. 議案第67号 町道の路線の認定について
- 第21. 議案第68号 物品購入契約の締結について(町民バス)
- 第22. 報告第1号 平成29年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第23. 報告第2号 法人の経営状況について(智頭町土地開発公社)
- 第24. 報告第3号 法人の経営状況について(一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団)
- 第25. 陳情について

## 1. 会議に付した事件

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 諸般の報告
- 第4. 議案第51号 専決処分について(平成29年度智頭町一般会計補正予算(第11号))
- 第5. 議案第52号 専決処分について(平成29年度智頭町一般会計補正予算(第12号))
- 第6. 議案第53号 専決処分について(平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号))
- 第7. 議案第54号 専決処分について(平成29年度智頭町病院事業会計補正予算(第4号))
- 第8. 議案第55号 専決処分について(智頭町税条例等の一部改正について)
- 第9. 議案第56号 専決処分について(智頭町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 第10. 議案第57号 専決処分について(智頭町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について)

- 第11. 議案第58号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第1号）
- 第12. 議案第59号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13. 議案第60号 平成30年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14. 議案第61号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15. 議案第62号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16. 議案第63号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17. 議案第64号 平成30年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第18. 議案第65号 平成30年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第19. 議案第66号 財産の無償譲渡について
- 第20. 議案第67号 町道の路線の認定について
- 第21. 議案第68号 物品購入契約の締結について（町民バス）
- 第22. 報告第1号 平成29年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第23. 報告第2号 法人の経営状況について（智頭町土地開発公社）
- 第24. 報告第3号 法人の経営状況について（一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団）
- 第25. 陳情について

1. 会議に出席した議員（12名）

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 都橋一仁  | 2番 安道泰治  |
| 3番 國本誠一  | 4番 河村仁志  |
| 5番 大河原昭洋 | 6番 高橋達也  |
| 7番 岩本富美男 | 8番 中野ゆかり |
| 9番 岸本眞一郎 | 10番 酒本敏興 |
| 11番 大藤克紀 | 12番 谷口雅人 |

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（17名）

町	長	寺谷誠一郎
副町	長	金児英夫
教育	長	長石彰祐
病院事業	管理者	葉狩一樹
総務	課長	矢部整
企画	課長	酒本和昌
税務住民	課長	江口礼子
教育	課長	國岡厚志
地域整備	課長	迎山恵一
山村再生	課長	山本進
地籍調査	課長	岡田光弘
福祉	課長	小谷いづ美
会計	課長	國政昭子
税務住民課参事兼水道課長		藤森啓次
総務課参事		福安教男
福祉課参事		山本洋敬
病院事務局	部長	矢部久美子

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局	長	柴田睦子
書	記	岡本康誠

開 会 午前10時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、平成30年第2回智頭町議会定例会を開会しま

す。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、大河原昭洋議員、6番、高橋達也議員を指名します。

#### 日程第2．会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月22日までの8日間に決定しました。

#### 日程第3．諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、平成30年3月分から平成30年5月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご了承ください。

次に、鳥取県町村監査委員協議会定期総会が去る4月17日に開催され、「監査機能の充実と監査体制の強化及び監査環境の充実についての決議」が採択され、当議会に送付されております。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会が去る5月21日に開会され、1件の議案が上程され、原案どおり可決されています。なお、議案等につきまし

ては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、今期定例会の説明員につきましては、6月7日付をもって、町長及び教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静については、お手元に配付しておりますので後ほどごらんいただき、議会活動、また、議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第51号から日程第21．議案第68号まで 18案

日程第22．報告第1号から日程第24．報告第3号まで 3報告

一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第51号 専決処分についてから、日程第21、議案第68号 物品購入契約の締結についてまでの18議案及び日程第22、報告第1号 平成29年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第24、報告第3号 法人の経営状況についてまでの3報告を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 平成30年第2回定例会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙の中ご参集いただき、まことにありがとうございます。

本定例会に提案しました議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第51号から議案第57号までは、専決処分についてであります。

議案第51号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第11号）につきましては、起債借入額の確定に伴い、森林セラピー事業及び道路新設改良事業の財源組みかえを行うものです。

議案第52号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第12号）につきましては、地方交付税及びふるさと基金寄附金等の決算に伴い、財政調整基金繰入金6,866万5,000円を減額し、新たに財政調整基金に5,300万円を、ふるさと基金に380万6,000円を積み立てることとし、定住促進基金積立

金を1,000万円、公債費元金を321万1,000円、それぞれ減額するものです。

議案第53号 智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）につきましては、決算見込みに基づき、財政調整基金に1億327万9,000円を積み立てるものです。

議案第54号 智頭町病院事業会計補正予算（第4号）につきましては、企業債の限度額を定めるものです。

議案第55号 智頭町税条例等の一部改正につきましては、地方税法などの一部改正に伴い、たばこ税税率の段階的引き上げを行うとともに、個人住民税の寄附金削除の対象となる寄附金、特定非営利活動法人ハーモニカレッジへの寄附金を加えるなど、所要の改正を行うものです。

議案第56号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険の財政責任主体が鳥取県になることに伴い、県への納付金等を勘案しながら税率の見直しを行うとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げなど、所要の改正を行うものです。

議案第57号 智頭町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第58号から議案第65号までは、補正予算についてであります。

議案第58号 平成30年度智頭町一般会計補正予算について、主なものを説明します。

まず、各費目に共通して、4月の人事異動等による人件費の調整を行っていません。

総務費の財産管理費では、庁舎管理用備品費の増額を措置しています。

まちづくり推進費の移住定住促進事業では、若者の本町への定着を促進するため、地域、大学、民間事業者等のシェアハウスやゲストハウス整備を支援する若者地域定着促進事業補助金を、地域情報化推進事業では、すこやか安心ネット構築に係る経費を、それぞれ措置しています。

地域活性化推進費では、日本1/0村おこし運動事業で町民の自主的なコミュニティ活動を支援する、コミュニティ助成事業補助金を措置しています。

交通政策費では、智頭駅南に整備したバス駐車場に、洗車環境を整備する経費を措置しています。

民生費の社会福祉総務費では、人件費の調整に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の増額を、老人福祉費では、人件費の調整に伴う介護保険特別会計繰出金の減額を、社会福祉施設費では、本折隣保館屋根の防水シート張りかえに要する経費を、それぞれ措置しています。

子育て支援推進費では、旧諏訪保育園の園庭スロープ手すり修繕に係る経費を、保育園費では、臨時調理員賃金等の増額を措置しています。

母子父子福祉費では、支給対象者の増に伴う高等職業訓練促進給付金の増額を、児童館費では、久志谷児童館臨時職員賃金の増額を、生活保護総務費では、法改正に伴うシステム改修業務委託料を、それぞれ措置しています。

農林水産業費、農業費の農業振興費では、農業団地センター外階段修繕に伴う負担金のほか、ツキノワグマ捕獲おりの購入に伴う負担金を、また、認定農業者による農業用機械の導入を支援するための経費を、それぞれ措置しています。

農業集落排水費では、人件費の調整などに伴い、農業集落排水事業特別会計繰出金の増額措置をしています。

林業費の林業振興費では、7月に広島県で開催される中国四国ブロック林業コンクールにおいて、智頭林業研究会が鳥取県代表として発表することが決定したことから、この参加を支援する経費を措置しています。

林道費の公共林道事業では、県補助金の割り当て内示減額に伴い、事業費の減額措置をしています。

商工費の観光費では、観光施設の臨時修繕に要する経費など、施設改善料の増額を措置しています。

土木費の土木総務費では、事業の一部を補助金から委託料に組みかえています。

道路維持費では、除雪機械購入の追加要望に対応するため、備品購入費の増額を、道路新設改良費では、社会資本整備総合交付金の配分拡充に伴い事業費の増額を、下水道事業費では、過年度分消費税の修正申告に伴い公共下水道事業特別会計繰出金の増額を、それぞれ措置しています。

住宅管理費では、久志谷町営住宅2棟の解体撤去工事費を措置しています。

消防費の非常備消防費では、消防団員公務災害補償等共済基金負担金の増額を、防災費では、被災地応援に係る高速道路等使用料を、それぞれ措置しています。

教育費の事務局費では、中学生揚口郡訪問時の発着空港変更に伴う車借上料等の経費を、小学校費の学校管理費では、智頭小学校体育館ステージ床下のシロアリ駆除に係る手数料、社会教育費の社会教育総務費では、重要文化的景観選定記念シンポジウムに係る経費の増額を、また、埋蔵文化財センター展示室温湿度管理のためのエアコン設置に要する経費を、中央公民館費では、総合センター玄関自動ドア修繕に要する経費を、地区公民館費では、山形一地区公民館勝手口ドア交換等に要する経費を、文化財整備活用事業では、歴史の道の崩壊部拡大に伴い、設計監理委託料の増及び立木補償費を、それぞれ措置しています。

保健体育費の体育施設費では、総合運動場照明器具の修繕に要する経費を措置しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は9,257万3,000円の増額であり、補正後の予算総額は60億7,957万3,000円となります。

議案第59号から議案第65号までは、特別会計及び公営企業に関する補正予算であり、主に4月の人事異動による人件費の調整を行っているとともに、国民健康保険事業特別会計では、特定健診委託料の増額を、簡易水道事業特別会計では、県砂防工事に伴う芦津簡易水道施設の移設に要する経費を、また、公共下水道事業特別会計では、修正申告に伴う過年度分消費税の増額を、それぞれ措置しています。

水道事業会計では、資産調査評価業務委託料の増額及び第2水源送水ポンプ取りかえに要する経費を、病院事業会計では、諸会負担金等の増額のほか、電子カルテシステム更新に要する経費を、それぞれ措置しています。

次に、その他案件について説明します。

議案第66号 財産の無償譲渡につきましては、産前産後ケア事業の拠点として活用するなど育みの郷事業を推進するため、一般社団法人女性と子どものサポートセンターいのちねに、同事業で取得した土地建物を無償譲渡することについて、本議会の議決を求めるものです。

議案第67号 町道の路線の認定につきましては、ゆめが丘線について新たに町道として認定するものです。

議案第68号 物品購入契約の締結につきましては、町民バス2台の購入について、本議会の議決を求めるものです。

最後に、報告案件ですが、平成29年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書

につきましては、森林セラピー事業ほか10事業の繰り越し状況について報告するものです。また、法人の経営状況につきましては、智頭町土地開発公社及び一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団の、平成29年度経営状況について報告するものです。

以上、本会議に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

これから日程第4、議案第51号 専決処分についてから、日程第21、議案第68号 物品購入契約の締結についてまでの18議案及び日程第22、報告第1号 平成29年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第24、報告第3号 法人の経営状況についてまでの3報告を、一括して補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

また、報告案件については、質疑の終了をもって報告は終了となりますのでご了解ください。

日程第4、議案第51号 専決処分についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案第51号 専決処分についてでございます。

はぐっていただきまして、専決処分書1ページをごらんいただきたいと思います。

平成30年3月27日付で専決処分をしております。

平成29年度智頭町一般会計補正予算（第11号）。

これは、起債借入額の確定に伴いまして、財源の組みかえを行ったものでございます。

7ページをごらんください。

農林水産業費の林業振興費及び土木費の道路新設改良費について、地方債から一般財源に財源組みかえを行っております。組みかえの財源としましては、6ペ

ージのとおり地方交付税をもって措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第52号 専決処分についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案第52号 専決処分についてで  
ございます。

めくっていただきまして、専決処分書1ページをごらんいただきたいと思いま  
す。

平成30年3月28日付で専決処分をしております。

平成29年度智頭町一般会計補正予算（第12号）でございます。

歳入歳出の総額に4,359万5,000円を追加しまして、それぞれ59億  
3,807万7,000円とするものでございます。

そうしましたら、7ページをごらんください。

定住促進基金積立金を1,000万円、公債費の元金を321万1,000円、  
それぞれ減額しまして、新たに財政調整基金に5,300万円を、ふるさと基金  
に380万6,000円を、それぞれ積み立てることとしております。

財源としましては、6ページのとおり地方交付税、ふるさと基金寄附金をもっ  
て措置しておりますとともに、財政調整基金繰入金を6,800万円減額してお  
ります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第53号 専決処分についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第53号 専決処分についてでございます。  
専決処分書1ページをごらんください。

平成30年3月28日付で専決処分をしております。

平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）です。

歳入歳出の総額に1億327万9,000円を増額し、それぞれ10億3,113万8,000円とするものです。

詳しくは7ページをごらんください。決算見込みに基づき、財政調整基金に1億327万9,000円を積み立てることとしております。

財源としましては、6ページをごらんください。県財政調整交付金、前年度繰越金にて措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第54号 専決処分についての補足説明を求めます。

矢部病院部長。

○病院事務部長（矢部久美子） 議案第54号 専決処分についてでございます。

これは、平成30年3月26日付で専決処分を行っております。

智頭町病院事業会計補正予算（第4号）におきまして、1ページのとおり、企業債の限度額を定めるものであります。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第55号 専決処分についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 失礼します。

議案1ページからごらんください。

議案第55号 専決処分について。

これは、智頭町税条例等の一部を改正することについて、平成30年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

それでは、議案説明資料の1ページ、議案につきましては3ページからとなります。

この改正は、地方税法施行令及び地方税法施行規則、また県条例の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

議案3ページ、所得の再配分の考え方によりまして、各種基礎控除の総合的な見直しが行われました。

住民税の基礎控除は、33万円から43万円に引き上げられます。このような改正に伴い、住民税につきましては次のような改正を行っております。

第24条、障害者、未成年者、寡婦などに対する非課税の所得金額を、125万円から135万円に10万円の引き上げを行うものです。

はぐりまして、34条の2及び34条の6でございますけれども、2,500万円以上の高所得者の基礎控除につきましては、控除なしとするものです。

36条の2、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し、また、飛びますけれども附則第5号につきましては、所得割の非課税の範囲に10万円加算する引き上げなどの改正を行うものです。

また、議案5ページになりますけれども、第34条の7では鳥取県条例の改正によりまして、寄附金控除の対象事業所へ、八頭町の特定非営利活動法人ハーモニカレッジの追加を行っております。

固定資産税につきましては、ページが飛びますけれども議案22ページとなります。

附則第10条の2、わがまち特例に生産性の向上の実現のための臨時措置法の規定によりまして、中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の減額を追加するもので、施行日は法施行の日としておりますけれども、6月6日となっております。

附則第11条から15条までは、固定資産税の負担調整について、平成32年度まで3年間延長するものです。

たばこ税につきましては、15ページからとなりますけれども、加熱式たばこに係る紙巻きたばこへの換算方法への規定を設けまして、加熱式たばこへの課税、あわせて平成30年10月から平成33年10月まで、3段階で税率を引き上げることとなっております、このような改正を行うものです。第2条から第4条で行っております。

第6条につきましては、この改正に伴う持ち品の課税など、経過措置について改正を行っております。

この改正に伴いまして、国税、地方税合わせまして1箱当たり、20円ずつ3段階で3年間で60円の税を上げるものです。

その他、地方税法の改正に伴いまして、所要の規定の整備を行うものであります。施行日につきましては、それぞれ附則で定めております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第56号 専決処分についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案44ページからごらんください。議案説明資料概要につきましては2ページです。

議案第56号 専決処分について。

これは、智頭町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、平成30年3月30日付で専決処分を行ったものであります。

この改正につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための、国民健康保険法の一部を改正する法律が平成27年に成立いたしました。平成30年度から、国民健康保険事業の財政運営主体が今までの市町から県へと変わりまして、より安定的な運営が図られているところであります。

国保税につきましては、従来どおり各市町で決定することとなっております、国民健康保険税の位置づけが、国民健康保険事業費納付金費用に充てるために課するように法改正されたことに伴いまして、県への納付金を勘案しながら税率の

見直しを行うものです。

また、法施行令改正に伴いまして、低所得世帯の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減基準額を、被保険者1人当たりにつきまして27万円から27万5,000円に、2割軽減基準額を被保険者1人について49万円から50万円へ、それぞれ世帯の軽減判定所得の引き上げを行うものであります。

国民健康保険税の税率改正につきましては、被保険者均等割額を除く基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額、それぞれに係ります所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別均等割額を引き下げるものであります。

また、税率改正に伴いまして、健康保険税の7割軽減、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の被保険者均等割額、世帯別平等割額からそれぞれ減額する額の改定を行うものであります。

施行日は平成30年4月1日です。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第57号 専決処分についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 失礼します。

議案54ページをごらんください。説明概要のほうは3ページでございます。

議案第57号 専決処分について。

これは、智頭町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについて、平成30年3月30日付で専決処分を行ったものであります。

この改正は、過疎自立促進特別措置法の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行ったものであり、農林水産物等販売業の用に供するため、2,700万円を超える事業用資産の新設または増設した者に対して、3年間固定資産税の課税を免除するものです。

施行日につきましては、公布の日としておりますけれども、平成29年4月1日以降に新設または増設した者に係る固定資産税から適用するものです。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第58号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、補正予算書1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第58号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出の総額に9,257万3,000円を増額し、それぞれ60億7,957万3,000円とするものでございます。

まず、歳出についてですが、歳出予算書と別に配付しております平成30年度6月補正予算概要により説明させていただきますので、よろしく申し上げます。概要の左ページ欄の数字は、補正予算書のページ数です。なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がありますが、ご了承いただきたいと思います。

それでは、概要1ページ、補正予算書では11ページとなります。

議会費です。これは、4月の人事異動等に伴う人件費の調整をしております。

次に総務費ですが、概要の1ページ、予算書の11ページから12ページの一般管理費では、人件費の調整であります。

12ページの財産管理費では、庁舎分電気工作物保安業務委託料の増のほか、管理用備品費の増額を措置しております。

同じく12ページのまちづくり推進費のまちづくり事務費では、人件費の調整であり、行政情報システム推進費では、政府共通ネットワークシステム更新委託料を、移住定住促進事業では、若者の定着を促進するため地域、大学、民間事業者等が空き家等を活用して行う、シェアハウスやゲストハウスの整備を支援するための補助金を、地域情報化推進事業では、総務省の情報通信技術利用活用事業

費補助金により、すこやか安心ネットを構築する委託料を、それぞれ措置しております。また、移住定住促進事業では、1市6町で実施する移住定住促進対策事業に、地域活性化センター助成金の交付が決定したことに伴う財源更正も行ってまいります。

12ページから13ページにかけての地域活性化推進費では、日本1/0村おこし運動で自治総合センターのコミュニティ助成を受け、町民の自主的なコミュニティ活動等を支援する、コミュニティ助成事業補助金を措置しております。

智頭農林高校共同連携事業では、地域おこし協力隊事業費の組みかえを行っております。

13ページ、交通政策費のコミュニティバス運行事業では、智頭駅南に整備したバス駐車場に、洗車環境を整備するための経費を措置するとともに、更新車両購入経費の組みかえを行っております。

同じく13ページの税務総務費は、人件費の調整であり、賦課徴収費では固定資産税納付書の封入作業手数料を措置しております。

14ページの戸籍住民基本台帳費及び統計調査総務費も、人件費の調整であります。商工統計調査費の工業統計調査では、調査員報酬の増額を措置しております。

15ページからは民生費です。社会福祉総務費では、人件費の調整のほか、国民健康保険事業特別会計の人件費調整に伴う、繰出金の増額を措置しております。国民年金費は人件費の調整であります。

同じく15ページの老人福祉費、介護保険特別会計繰出金につきましては、人件費の調整による減額措置を、15ページから16ページにかけての同和対策費も、人件費の調整であります。

16ページの社会福祉施設費の隣保館運営費では、人件費の調整を行うとともに、屋根防水シート張りかえに要する経費を措置しております。

これから概要は2ページとなります。

予算書は、16ページから17ページにかけての子育て推進費、子育て推進事務及び子育て支援センターも人件費の調整であり、放課後児童クラブでは、旧諏訪保育園園庭スロープの手すり修繕に要する経費を措置しております。

17ページ、保育園費のちづ保育園事務費では、人件費の調整のほか、産休代替職員分の臨時職員及び臨時調理員賃金などを措置しております。

同じく17ページ、母子父子福祉費の母子父子生活支援事業では、支援対象者の増に伴う高等職業訓練促進給付金の増額を、17ページから18ページの児童館費では、人件費の調整のほか、久志谷児童館の臨時職員賃金の増額を、それぞれ措置しております。

18ページから19ページにかけての生活保護総務費、19ページの保健衛生総務費、19ページから20ページにかけての保健師設置費は、いずれも人件費の調整であります。

20ページ、農林水産業費の農業委員会費及び農業総務費も、人件費の調整であり、農業振興費では、農業団地センターの外階段腐食修繕に伴う施設改修事業費負担金を、鳥獣等被害防止事業では、ツキノワグマ捕獲おり購入に伴う智頭町鳥獣害対策協議会負担金を、地域農業振興プラン支援事業では、認定農業者の農業用機械導入を支援する頑張る農家プラン事業補助金の増を、それぞれ措置しております。

21ページの地籍調査費では、人件費の調整のほか、備品購入費の増額を、農業集落排水費では、農業集落排水事業特別会計の人件費調整などに伴う繰出金の増額を、それぞれ措置しております。

21ページから22ページにかけての林業総務費も、人件費の調整であります。

22ページの林業振興費の林業事業体等支援事業では、中国四国ブロック林業コンクールに智頭林業研究会が参加することに伴い、これを支援する経費を措置しております。また、造林事業費の町有林造林事業は、人件費の調整であります。

概要は3ページとなります。

予算書は22ページ、林道費の公共林道事業では、県補助金の割り当て内示の減額に伴い、事業費の減額措置をしております。

同じく22ページの商工費、観光費の観光事業では、地域おこし協力隊の講習会参加負担金の増額を、観光施設管理事業では施設修繕料の増額を、それぞれ措置しております。

23ページの土木総務費では、人件費の調整のほか、安心安全なまちづくり推進事業で無料耐震診断に係る補助金を、委託料に組みかえております。

同じく23ページ、道路維持費の除雪事業では、除雪機配備の追加要望に対応するため、備品購入費の増額を、23ページから24ページにかけての道路新設改良費では、社会資本整備総合交付金の配分拡充に伴い、事業費の増額措置を、

24 ページの下水道事業費では、過年度分消費税の修正申告などに伴い、公共下水道事業特別会計繰出金の増額を、住宅管理費の町営住宅管理事業では、久志谷団地のうち2棟の解体撤去に要する経費を、それぞれ措置しております。

25 ページの非常備消防費では、消防団員公務災害補償等共済組合負担金の増額を、防災費では、水防倉庫消防施設保守点検委託料のほか、被災地応援に係る高速道路等の使用料を、それぞれ措置しております。

同じく25 ページ、教育費の事務局費では、人件費の調整のほか、国際交流事業で中学生の揚口郡訪問時の発着空港変更に伴う、車借上料ほかの経費を措置しております。

26 ページの小学校費、智頭小学校管理事業では、体育館ステージ床下のシロアリ駆除に係る手数料のほか、校務システム使用料増額を措置しております。

同じく26 ページの社会教育総務費では、人件費の調整のほか、文化財保護事業で重要文化的景観選定記念シンポジウムに係る、チラシ印刷代など経費の増額を、遺跡発掘事業では、埋蔵文化財センター展示室の温度湿度を管理するためのエアコン設置に要する経費を、それぞれ措置しております。

27 ページの中央公民館費では、人件費の調整のほか、中央公民館管理事業で総合センター玄関の自動ドア修繕に要する経費を、地区公民館費では、山形一地区公民館の調理場勝手口ドア交換に要する経費ほかを。

ここから概要書は4 ページとなります。

文化財整備活用費の歴史の道整備活用推進事業では、崩壊部拡大に伴い設計監理委託料の増額及び立木補償費を、それぞれ措置しております。

同じく27 ページの図書館費では、人件費の調整のほか、新図書館建設事業で設計者選定審査委員の旅費を報償費に組みかえております。

28 ページの学校給食費も、人件費の調整であります。

体育施設費の体育施設管理費では、総合グラウンド照明の安定器取りかえに要する経費を措置していますとともに、起債額の減に伴う財源更正を行っております。

以上、合計9,257万3,000円の増額補正となっております。

次に、歳出ですが、予算書2 ページのとおり、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰越金、諸収入及び町債をもって措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出の款ごと、議会費から教育費及び債務負担行為補正から地方債補正の3区分にわけて行います。

まず、歳出の議会費から教育費の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 12ページのまちづくり推進費です。この委託料で、すこやか安心ネット構築委託料ということで5,000万円。これは、昨年度当初予算に上がってきたけど、国のほうで採択にならなかったということで、減額補正されたということで、内容的にはポケットカルテを導入しようというふうなことの中で、まず最初に今回5,000万円で、前回3,000万円ぐらいだったと思うんですけど、その差額についてはどういうふうな内容ですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 昨年も5,000万円で予算は要求しておりました。今回のすこやか安心ネットについてなんですけども、前回IOT実装推進事業ということで平成29年度申請をしておりました。30年度はIOTサービス創出支援事業ということで、国のほうの補助メニューが変わっております。ですので、今回はポケットカルテを全面的に構築するというわけではなくて、そのIOTをいかに進めるかという中で、本町においてはそういった福祉機能。

IOTの説明ですけど、物をインターネットでつなぐという、いろんなものをインターネットで介して、効率化を図っていこうという事業なんですけども、その中で、今回本町においては福祉というような視点の中で、そういった事業を軽減させることを目的とした、IOTサービス創出支援事業ということで、国のほうに現在申請しているところがございます。まだ、採択決定はしておりませんが、今回補正予算で上げさせていただいているところです。

○議長（谷口雅人） 5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） ちょっと我々には理解できないことがたくさんあるんですけど、確か当時、説明をされたときには、診察履歴とかお薬手帳的なものが一括管理できるんだよ、というふうな説明だったというふうに思うんですけども、今回採択されて導入したとして、これからちょっと懸念されるのが維持管理費と

というような部分は、結局、国の補助を得られるのか、それとも自治体負担になるのか、そのあたりはどういうふうな形になるのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 平成30年度に申請しております事業は、国のレファレンス事業ということになっています。いわゆる参考事業ということで申請しております。ですので、国としてこの事業が効果があるというふうに認められた際には、全国的に広がるというふうになっているんですけども、維持管理費につきましては、ポケットカルテの機能を全て使うというわけではなく、その一部を今回使うように考えております。

ですので、維持管理費としましては、ポケットカルテの使用に伴う利用料が見込まれているというふうに考えています。

○議長（谷口雅人） 5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） となると、今、智頭病院では電子カルテというのが導入されていますよね。今回、補正でも上がってきているんですけど。そういうのとのデータの連携といいますか、そういうのはできるという認識でいいんですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 技術的にはできると思うんですけども、今回の事業ではそこまで考えていないです。

○議長（谷口雅人） 5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） となると、その診察履歴であったりとか、お薬手帳とか管理というのは、自分で入力して行って自分で管理するという、そういう認識になるんですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 今回は、ポケットカルテを導入するというわけではなくて、例えば福祉業務において、訪問した際にタブレットとかを活用して記録とか、そういったものを入力するという、昨年とはちょっと方向性が変わっております。その中に、ポケットカルテの一部機能を使えるものは導入していこうという事業ですので、ちょっと具体的な中身を今、細かく説明すると時間を要しますが、一応そういうような事業として国のほうに申請しているということです。

○議長（谷口雅人） 5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 昨年度とちょっと内容が変わっているということなので、

常任委員会のほうで資料の提供をしていただきながら、ちょっと説明をしていただきたいというふうに思いますので、検討よろしくをお願いします。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

ほかにありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 同じく12ページ、この智頭町若者地域定着促進事業500万円ですが、これは具体的に箇所づけとしては、これは1カ所分ということでしょうか。そこら辺どうですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） この6月議会においては、1カ所分を要求させていただいています。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 具体的にもう既にやっている、中町の事業、古民家再生も含めてゲストハウスの的なものをやるという、あの事業と想定してよろしいのでしょうか、そこら辺。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 想定としては、その事業は見込んでおります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 同じく13ページの一番上の、このコミュニティ助成事業補助金、これも箇所づけとしては何カ所分でしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） この6月議会では1カ所です。

この事業につきましては、自治総合センターのコミュニティ助成事業というものです。今までは、町が直接申請して、コミュニティ助成事業をいただいていたんですけども、今回は地区が申請したものが採択されましたので、町としても補助制度を創設して、今後そういったものが使えるように体制をしたものでございます。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） これは、財源については、宝くじの収益金からということでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 自治総合センターの財源ですので、宝くじのほうも入っているというふうに認識しております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 24ページの土木費、所管になるかな。内容的に、町営住宅を2棟解体撤去、これは懸案になっておりまして、確か私の認識ではトータルで3棟あったと思うので、その残りの1棟について、どういうふうにこれから進められる方針なのかというところをちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） このたび、3棟のうちの2棟からは、壊す了解をいただきました。27年からずっと壊して建てかえるというようなことで進めていたんですけれども、ご存じのとおり今、お住まいの方との了解が得られなくて、この1、2年は手つかずのままだったということなんですけれども、この3月に2棟につきましては了解をいただきまして、壊すように、危険も伴いますので、今回の補正のほうに要求させてもらっているところなんですけれども、残りの1棟につきましては、先日もちょっとお話に行かせてもらったんですけれども、まだちょっとご了解をもらえていないということで、今後、地道に交渉のほうをさせていただきたいと思っております。

今後の方針につきましては、今、お住まいの方とお話をしながら危険にならないように、台風とか来ましても危ないですので、そういったことを勘案しながらお話を進めていきたいと思っておりますけれども、まだ、決定というか、詳細は決まっております。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 同じく24ページの土木費の下水道事業費ということで、特別会計への繰出金、過年度分の消費税修正申告ということでした、説明では、ちょっと内容的に、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 29年度末ですけれども、税務署のほうから連絡

をいただきまして、税務署のほうがいとし書類は提出しているんですけども、その詳しい調査をしたところ、鳥取事務所のほうから消費税の申告の計算が、ちょっと違うんじゃないかというふうなご指摘を受けました。

それで税務署のほうも来られて、うちのほうと突合というか、したんですけども、消費税算出の計算方法につきまして、考え方が違うというようなご指摘でした。これは、いつから間違っているかと申しますと、下水道の会計というか、消費税申告をし始めた当初からずっと間違っているということのようです。

それで、国税5年さかのぼって修正申告ということですので、24年から28年までの修正申告で、全部で次の下水道特別会計のほうでも申し上げるんですけども、納付額としましては306万6,400円で、一部還付がありまして、81万4,800円につきましては還付ということで、差し引き200万円ちょっとくらいな消費税の申告となっております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 考え方の違いがあったところなんですけど、その辺はしっかりと連絡取り合って、今後、間違いのないようにしていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

1番、都橋議員。

○1番（都橋一仁） 先ほどの12ページのすこやか安心ネットに関してですけども、国のほうは重複した投薬とか、重複した検査というのを減らすために、こういうような仕組みをつくっているって聞いているんですけども、さっき同僚議員が言いましたけども、そういうようなプランみたいなものがもしもございましたらお願いしたいですし、今、もしもプランがあるんであれば聞かせていただきたいんですけども。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 今回のすこやか安心ネットの事業といたしましては、先ほども説明しましたけども、福祉業務の事務の軽減化といったものを重きをおいているものでございますので、ポケットカルテの中の薬とかの部分については、今回は想定していないということですので、そういったプランはないということです。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） 18ページ、民生費、生活保護総務費で時間外勤務手当が63万円ということで、ちょっと高額だなという印象があります。これについて説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 現在の状況を踏まえて算出したものになります。

○議長（谷口雅人） 8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） システム保守委託料ということで、システムも変わるので、なかなか作業的に無理があるのかなというようなことは想像しますが、例えば、1人の方に勤務実態として業務が過多になっているようであれば、勤務手当として算出するのではなく、ほかの手当も必要なのかなというようなこともありまして、勤務実態としてはどうなっているのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） システムとは関係なく、今、困難事例ですとか多問題のご家庭、1件についてもかなり時間数を要するようなケースが大変ふえております。現在4月、5月、6月の実績を見込んで算出したものになりますが、この状況で本当に1件についての事務ではなくて、本当にかかわる時間数、件数のみではなく、期間数はかなりかかっているというふうなことでの業務上の増になっております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） かかわる時間数が多いということなんですけれども、私が心配するのは、その職員の方に負担がかかっている、1人か2人かちょっと想像ができないのですが、そうであれば人を手当でするという方向も考えられるのではないかなと。なので、職員の方に集中的に時間外として、言えば過労ということをちょっと心配するわけなんですけれども、そういうところの心配はこの時間外手当からちょっと心配をするわけなんですけれども、そのところ実態としてはどうなんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 今年度、これまで福祉事務所3名体制だったものを

障害も含めて5名体制としておりまして、その中でみんなでこの問題、業務のほうに当たっていくというふうなことで行っております。

その中でも、やはりたくさん困難な事案が4月から発生しているという状況で、現在の状況を見てこのままといいますか、本当に突発的な事故等々発生しておりますので、現在の状況を見て算定はしておりますが、1人の職員にかかるというよりは、結局5名体制で行ってもいろんなケースによって、現在こういうふうな状況にあるというふうなことで、昨年までの状況だともっと大変だったのではないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

1番、都橋議員。

○1番（都橋一仁） 先ほどの医療との連携は考えていないとおっしゃられたんですけども、福祉というのは多分大義名分であって、国の本音としては医療費、社会保障費の抑制というのが、ごめんなさい、さっきのポケットカルテの話です。で、考えていないとおっしゃったんですけども、国の本音としては社会保障費の抑制というのが、大義名分の中にはあると思うんです。それが恐らく根底にはあるのに、全く考えてなくて、ことし同じような書類を出して、また通らないというような可能性はないんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 昨年度とは全くといいますか、違う事業で申請しているということです。病院との電子カルテとの連携というのを考えているわけではなくて、今回のIOTサービス創出支援事業のメニューに沿った事業を、今回国のほうに申請しているということでございます。

○議長（谷口雅人） 1番、都橋議員。

○1番（都橋一仁） 前厚生労働大臣の側近の人からちょっと聞いたんですけども、国のほうとしては、医師じゃなくてもできることをコメディカルの人にやってもらおうというタスクシフティングとか、あと、医師の診断なしに薬局で直接薬が出せるというような仕組みまで考えているそうですので、通れば通ったでいいんでしょうけども、その活用方法、プランについてもうちちょっとコンテンツを充実させる、そのような方向性は全く考えていらっやらないんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 先ほども申し上げましたとおり、平成30年度のIOTサービス創出支援事業のメニューというものがございますので、その中身に基づいて今回申請したものであります。ですので、将来的には電子カルテの連携というものを考えていかないといけないとは考えているんですけども、今回の事業ではそこまでは考えていないということです。

○議長（谷口雅人） 6番、高橋議員。

○6番（高橋達也） 質疑に当たっては、自己の意見を述べることができないと会議規則にあります。純粹にこの議案の意味はどうですかとかというような質疑にとどめていただければということで、議長の的確な采配をお願いします。

○議長（谷口雅人） ご指摘ありがとうございます。

質疑に対する部分というのは、先ほどの高橋議員の申し出のとおりでありまして、自己の意見等は排除した中での実態に合わせた質疑ということをお願いします。

ほかにありませんか。

5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 22ページ、商工費の観光費の部分で、説明で杉玉道場でしたか、あれは撤去されるということです。施設修繕料ということになるのかなというふうに思っているんですけど、結局その撤去した後の今後は、どういふふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 撤去した後は、特に考えておりません。あそこをまずはきれいにするというのを考えています。

○議長（谷口雅人） 5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） じゃあ、とりあえず更地ということの認識でいいんですかね。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） はい。現在はそのように考えているところです。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為補正から地方債補正の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に、歳入を一括して質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計全般にわたっての質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12、議案第59号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長(小谷いず美) 議案第59号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ643万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ9億1,682万7,000円とします。

歳出につきましては、38ページをごらんください。

提案理由でも説明のあったとおり、主に人件費の調整と特定健診に係る増額について、それぞれ措置しています。

財源につきましては、37ページをごらんください。

主に一般会計繰入金、繰越金で調整しております。

以上です。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第60号 平成30年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予

算（第1号）の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼します。

議案第60号 平成30年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,997万円増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,996万5,000円とするものであります。

歳出につきまして、46ページのほうをごらんください。

これは、提案理由でもありました芦津の工事に関する工事請負費を、1,997万円補正したものであります。

歳入に関しましては、45ページをごらんください。

簡易水道工事負担金として、全額県費より支払われるものでございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありますか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） これは以前、工事によって仮の水源に移す工事というのをやっていたと思うんですが、今回はもとに戻すという工事というぐあいで受け取ってよろしいのでしょうか、そこら辺どうですか。

○議長（谷口雅人） 藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 本来は、昨年度の工事で全て終わる予定で発注はさせていただきましたが、うまいこと水源に当たりませんで、昨年度は井戸の水源を3カ所掘って、それで工事が終了いたしました。昨年度、本来井戸を掘って仮設の配管を、現水源地まで持っていくという配管の工事のうちの、その井戸部分、掘削部分のみしか昨年度できませんでしたので、今年度、その残り部分を井戸の位置も変わりましたし、設計をし直して現水源地まで仮設配管を持っていくという、工事の内容になっております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第61号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書47ページをごらんください。

議案第61号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出の総額に、それぞれ442万7,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億3,738万7,000円といたします。

歳出につきましては、53ページをごらんください。

給与条例改正に伴う人件費の調整のほか、もみじ橋マンホールポンプ発電機の保安全管理委託料に係る経費、また、先ほど申しました過年度分の消費税の修正申告に係る経費と、それから、30年度支払い予定の29年度の消費税確定申告、それから、30年度の間接申告の分も合わせまして、消費税のほうを追加措置しております。

歳入につきましては52ページ、繰入金、消費税還付金で賄っております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第15、議案第62号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書55ページをごらんください。

議案第62号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ220万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億4,440万6,000円とするものです。

歳出につきましては、61ページをごらんください。

給与条例改正に伴う人件費の調整のほか、県道拡張工事に伴います大呂マンホ

ールポンプ制御盤移設工事に係る経費を、追加措置しております。

財源につきましては、補償金、繰入金で賄っております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第16、議案第63号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 失礼します。

補正予算書63ページをごらんください。

議案第63号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ371万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ10億3,208万5,000円とするものです。

歳出につきましては、70ページをごらんください。

主に人件費の調整を行っておりますが、包括的継続的マネジメント支援事業につきましては、ケアマネジャーの質の向上のための研修の講師謝金を措置し、生活支援体制整備事業では、より効果的に地域支援体制の構築を図るため、生活支援コーディネーターの賃金から委託料への組みかえを行っております。

財源につきましては、51ページをごらんください。

主に、国庫支出金、県支出金、繰入金にて調整しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第17、議案第64号 平成30年度智頭町水道事業会計補正予算（第1

号)の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長(藤森啓次) 失礼します。

議案第64号 平成30年度智頭町水道事業会計補正予算(第1号)であります。

水道事業費用を72万7,000円補正いたしまして、8,049万1,000円とします。また、資本的支出を168万3,000円ふやしまして、2,496万2,000円とするものであります。

はぐっていただきまして、3ページをごらんください。

水道事業費用のほうにつきましては、総係費であります。給料、手当、これは条例改正等に伴うものでございます。委託料につきましては、提案理由でもありました上水道資産調査・評価業務の増額分を、63万8,000円ふやしております。

支出の資本的支出であります。これは工事請負費の第2水源送水ポンプが、かなり老朽化して調子が悪くなってきておりますので、これの交換費用として168万3,000円補正するものであります。

以上であります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第18、議案第65号 平成30年度智頭町病院事業会計補正予算(第1号)の補足説明を求めます。

矢部病院事務部長。

○病院事務部長(矢部久美子) 失礼します。

議案第65号 平成30年度智頭町病院事業会計補正予算(第1号)でございます。

これは、収益的支出のほう68万8,000円を補正し、補正後総額18億5,622万7,000円に、また、資本的収支ですけれども、まず支出のほうを5,680万円補正を行い、補正後総額3億1,657万4,000円にするもので

ございます。

11ページのほうをごらんください。収益的支出では、歯科診療報酬明細書の点検に係る委託料並びに東部歯科医師会加入に伴う経費を、それぞれ措置しております。

続きまして、12ページをごらんください。資本的収支でございます。これは、電子カルテシステムのサーバー保守期間満了に伴い、同システムの更新を行う経費を措置しております。

財源は企業債をもって措置しております。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 今回のこの電子カルテシステムの更新ですが、当初電子カルテシステムを導入したとき、確か1億3,000万円くらいかかったと思うんですが、当然そのときには配線等も含めてなので、そのくらいになったと思うんですが、今回のこの5,680万円という規模であると、システムとしてのソフトの分と、パソコン等のハードみたいな分も一緒に含まれていると思うんですが、そこら辺どの部分が更新になるということでしょうか。

○議長（谷口雅人） 矢部病院事務部長。

○病院事務部長（矢部久美子） これにつきましては、サーバーのほうの保守になります。サーバーの保守期限が到来しましたので、そのサーバーの更新となります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

暫時休憩をします。再開は1時ちょうどとします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

○議長（谷口雅人） 再開します。

日程第19、議案第66号 財産の無償譲渡についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議案書の57ページをごらんください。

議案第66号 財産の無償譲渡について。

財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、無償譲渡する財産。

土地所在、智頭町大字中原359番地。宅地700.49平方メートル。智頭町大字中原1052番地、雑種地43平方メートル。建物所在、智頭町大字中原359番地。居宅、木造かわらぶき2階建て255.79平方メートル。物置、木造杉皮ぶき平家建て15.2平方メートル。倉庫、木造かわらぶき2階建て44.35平方メートル。倉庫、木造かわらぶき平家建て10.71平方メートル。物置、木造杉皮ぶき2階建て57.64平方メートル。便所・浴室、木造かわらぶき平家建て15.17平方メートル。

2、無償譲渡の相手方です。

智頭町大字智頭1875番地、一般社団法人女性と子どものサポートセンターいのちね代表理事、岡野真規代。

58ページをごらんください。無償譲渡の目的です。

育みの郷事業として、出産前から子育てまでのサポートをする事業を委託している、一般社団法人女性と子どものサポートセンターいのちねが、産前産後ケア事業を行うことで、育みの郷事業をさらに推進するためでございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） この物件については、当初、企業誘致ということで産科医院を誘致しようということで、確かに町が購入したものだと思うんですが、町長は3月定例の後、まだ産科医師の確保については意欲を持っておられたようで、まだ希望があるというようなことを言っておられたんですが、もう現在ではこの産科医院ということは諦めたということで、こういう産前産後ケアというぐあいな目的変更をするということになるんでしょうか。そこら辺どうですか。

- 議長（谷口雅人） 寺谷町長。
- 町長（寺谷誠一郎） 約束どおり先生が見つからなかった場合は、これはお約束ですから諦めるということではありますが、まだ1年残っておりますので、今現在、先生方と折衝という段階ですので、まだ諦めてはおりません。
- 議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。
- 9番（岸本眞一郎） 今回、町が無償譲渡でいのちねに譲渡するということで、いのちねはその産前産後ケアを行うということだと思っておりますが、あとは例えば産科医師が見つかったとしても、それはもういのちねがどういう形で運営するかという問題だと。町としては、余り関与しないということによろしいんですか。
- 議長（谷口雅人） 寺谷町長。
- 町長（寺谷誠一郎） そのとおりです。
- 議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。
- 9番（岸本眞一郎） あと、私が心配するのが、この物件については相当経年劣化で傷みがひどいと。屋根の修理だけで1,500万円かかるような状況の中で、いのちねさんがこの物件を引き受けた後に、どのような事業展開をするのか、そして資金を確保というのが姿が見えていないんですが、この物件が本当に有効活用されるんでしょうか。そこら辺の前提条件となる、そういった事業計画とか、資金計画的なものはあるんでしょうか。
- 議長（谷口雅人） 酒本企画課長。
- 企画課長（酒本和昌） 3月の定例議会においても、この件につきましては説明させていただいたと思います。4月以降、いのちねのほうとも協議を重ねております。いのちねとして事業計画のほうも策定しております。ただ、これはあくまで無償譲渡した後の運営というのは、いのちねさんの自主努力というものもございまして、ただし、運営計画というものも考えていらっしゃるということは把握しております。
- 議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。
- 9番（岸本眞一郎） 執行部のほうはそういう説明も聞いて、わかって、じゃあ無償譲渡してもいいですねということになっていると思うんですが、議会としてはそういうものがまだ見えていないと思うんです。だから、本当に無償譲渡しても、それが具体的に事業化できるのかどうか、そこら辺の見通しが無いまま、いわば町有財産を無償譲渡して大丈夫かなと思うわけです。そこら辺の事業的な

もの、議会のほうに資料としては見せていただけないのでしょうか、そこら辺どうでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 事業計画につきましては、いのちねとしては金融機関等の支援を受けることとしておりますし、日本財団との交渉も今現在続いているところでございますので、そういったことを踏まえ、執行部としては適当だというふうに判断して、この上程をした次第でございます。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 今、聞くと、その資金確保がまだできていないわけですね。日本財団とも交渉中だと。本来なら、そういうものがしっかり整った上で無償譲渡しても、別に町としては時期を失するという話しではないと思うんですが。

私、今心配するのはそういうものがきちんとできていないのに、この無償譲渡しても本当に事業がきちんとやっていけるんでしょうかというところなんです。だから、今まだ交渉中だという話しですが、まだそこら辺の具体的な資金の確保というのは、めどはついているんですか、いないんですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） この物件の無償譲渡といいますか、権利についても支援の審査にかかわるものですので、無償譲渡として提供するということとしております。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） それは、その資金を提供するものが、この物件が自分たちの所有物であるかどうかは1つの前提条件だから、無償譲渡するという話しですか。そこら辺どうですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議員がおっしゃったとおりではあるんですけども、このいのちねの古民家の無償譲渡につきましては、町の方針でもありますし、産前産後ケアという新しい子育ての支援といいますか、そういった支援策をこれから創出するというところで、適当というふうに判断しているところでございます。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 事業の目的、方向性というのは町の方針だというのはわかるんです。でも、ここの町の財産を提供する、しない、1つは無償貸与でも十

分事業が成り立つんですが、事業をやるものにとっては。あとは、資金を提供する側が、どうしてもその物件が賃貸物件ではどうも安心できない、この法人のものであるということではなければならないから、譲渡するという話なのか。そこら辺ちょっと、もう少しはっきりさせてください。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 事業を推進するに当たりまして、無償譲渡が適当というふうに判断したということでございます。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） だから、事業を推進するに当たって、例えばその物件を無償で借りておいても当然できるというのと、だから、その譲渡でなければだめだということじゃないと思うんです。2つ、選択肢としてはあると思うんです。だったら、何も町の財産を無償で渡さなくても、無償で貸しておけば事業としてはやっつけられると思うんですが、そこら辺違うんですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 無償貸し付けと無償譲渡を検討した結果、無償譲渡が適当だというふうに判断いたしました。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 町有財産を有償と無償のわかれめ、判断基準というのはどこにあるんですか。最近では、昨年12月には有償譲渡ということもありましたね。今回は無償譲渡だと。その判断基準というのはどこにあるんですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 有償のことも考えたんですけども、事業を推進するに当たり、無償譲渡が適当というふうに判断したということです。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） だから、それだけでは根拠が薄いんじゃないですか、先ほどからも言っているんですよ。事業計画も議会には見えてこない、資金計画も見えてこない。確かに、執行部のほう側は、それは聞いているかもわかりませんよ。議会には何も無いのに妥当だと判断したと言われても、その裏づけが見えないんです。だったら、その裏づけを議会が納得できるように、裏づけも出していただけませんか。そこら辺どうですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 何度も申し上げますけども、無償譲渡が適している、ベストだというふうに判断しております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

4番、河村議員。

○4番（河村仁志） この譲渡される一般社団法人女性と子どものサポートセンターいのちねさんが、向かっておられる事業というのは非常に素晴らしいと思うんですが、一般社団法人は営利なのか非営利なのか、どちらの一般社団法人なんですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 営利というふうに認識しております。

○議長（谷口雅人） 4番、河村議員。

○4番（河村仁志） 営利でされるところに無償譲渡されるのであれば、今、言われる岸本議員もおっしゃっておられますが、やはり議会に示される根拠がいますし、今後いろいろされていくのであれば、非営利のほうが補助を受けるにしても何にしても有効だと思うので、譲渡される前にちょっと検討されたほうがいいかもわかりません。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 営利なのか、非営利なのかということは、いのちねさんの判断によるところが大きいと思いますけども、事業を展開するに当たり、営利ということで判断されているというふうに認識しております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第20、議案第67号 町道の路線の認定についての補足説明を求めます。

迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） それでは、議案59ページをごらんください。

議案第67号 町道の路線の認定についてでございます。

本議案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、本議会の議決を求めるものがあります。

当該路線は、町道三田中田線に隣接する、ゆめが丘内に整備済みの和田平1号線に接続する路線で、整理番号3438、路線名ゆめが丘線、起点及び終点が智

頭町大字三田字和田平977番地9となります。

以上で、議案第67号の説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第21、議案第68号 物品購入契約の締結についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議案書60ページをごらんください。

議案第68号 物品購入契約の締結について。

物品契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

1、物品名、中型バス。2、数量、2台。3、契約金額、2,804万7,600円。4、契約の相手方、鳥取市湖山町東4丁目15、島根日野自動車株式会社鳥取支店、支店長樋野智之。契約の方法、指名競争入札です。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） これは、町としては予定価格が幾らぐらいだったんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 済みません、今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第22、報告第1号 平成29年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書

についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、別冊となっております、報告第1号 平成29年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

これは、3月の定例会におきまして、それぞれの繰越費目における限度額を議決いただきましたが、1ページはぐっていただきましたところに網羅しておりますが、森林セラピー事業ほか全10事業につきまして、繰越額及び財源内訳が確定しましたので、地方自治法に基づき報告するものでございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第23、報告第2号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。

迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） では、議案の61ページをごらんください。

報告第2号 法人の経営状況についてでございます。

これは、5月1日に監査を受け、5月11日に開催の理事会で承認を得ました、智頭町土地開発公社の決算について、地方自治法に基づき報告するものであります。

別冊の平成29年度財務諸表、智頭町土地開発公社という冊子をごらんいただけますでしょうか。

まずは1ページ、決算報告書をごらんください。

収益的収支の収入決算額ですが12万2,517円。これは備考欄に記載しておりますとおり、駐車場用地貸し付け料と預金利息になります。

次に、支出決算額ですが2万5,600円。その内訳は法人税2万1,000円と固定資産税4,600円になります。そのほか、土地の取得、売却事業がなかったこともあり、その他の予算執行はございませんでした。

続いて、資本的収支の収入決算額です。1億1,000万円、これは借入金になりますが、その明細は7ページに示しております。

次に、支出決算額ですが1億1,034万5,068円、これは償還金元金と

借入利息になります。

次に、5ページの財産目録をごらんください。資産総額は1億2,208万5,923円、負債総額は1億1,000万8,890円、差し引き正味財産が1,207万7,033円で、現金預金明細書を6ページに示しております。

なお、貸借対照表、キャッシュフロー計算書等関連の資料も添付しておりますので、そちらもごらんいただけたらと思います。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） この5ページの不動産明細を見ると3カ所で、今回図書館建設用地で一番上の分が多分売却するんでしょうから、あと2カ所分ということですが、2カ所分で4,000万円弱ですかね。

町としては、ここを買い取って開発公社を解散というか、そういう気はないんでしょうか。町長、そこら辺どういう、何かお考えはありませんか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） なるべくそういう開発公社的なものは、時代にだんだんそぐわなくなってきたことは事実であります。そういった意味で、これから検討しながら一番ベストな方向に検討したいと、このように思っております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第24、報告第3号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） それでは、議案62ページをごらんください。

報告第3号 法人の経営状況についてでございます。

別冊でお配りしております、平成29年度一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団の決算報告書をお開きいただきたいと思います。

今月8日に評議委員会を開催し承認を得ました、事業報告及び平成29年度の決算状況について報告するものでございます。

まず、資料1ページから5ページまでが平成29年度に開催しました事業報告

でございます。

1 ページにおきましては、(1) の文化美術展示事業を開催しております。また、1 ページから2 ページにおきましては、(2) の文化施設交流事業を展開しており、その内訳を掲載しております。3 ページにおきましては、(3) の観光振興事業、国際交流事業の内訳を明記しております。(4) の文化財保護啓発事業は4 ページから5 ページにわたって掲載をしております。同じく5 ページの(5) の石谷家住宅管理事業について、その状況を記しております。

続きまして、6 ページから最終ページまでが、29年度の決算の内容でございます。お手元の決算報告書の6 ページの収支決算と、7 ページの前年度決算の比較をA3判に拡大したものを別途お配りしておりますので、7 ページで平成29年度の決算に関する報告をさせていただきます。

まず、一般正味財産増減の部の(1) 経常収益でございますが、4 段目の基本財産受取利息であります、決算額1,072万9,000円であります。

次に、智頭町受託収益であります。982万円、これが指定管理料でございます。次に、入館収益であります。951万4,242円、入館者2万2,892人分であります。続きまして、イベント収入といたしまして102万8,680円、これは庭園公開の収入であります。喫茶物販収入が457万4,710円でございます。

その他、県補助金、町補助金、さらに雑収益などがあります。

経常収益の合計といたしまして、2,623万1,020円となります。

続きまして、(2) の経常費用でございますが、6 ページでは事業費と管理費にわかれておりますが、7 ページでは合算しております。

主なものといたしましては、人件費に係ります給料手当から、臨時雇用賃金、福利厚生費までが人件費でございます。また、維持管理に用います光熱費、燃料代、及び租税公課、食糧費、公債費などについての支出の内訳を記しております。

経常費用の合計といたしまして、2,788万6,684円となります。

続きまして、2としております、経常外増減の部をごらんいただきたいと思います。

平成29年度におきましては、当期一般正味財産の増減欄でございますけれども、マイナス165万5,664円となっております。また、下から5段目の指定正味財産の増減の部でありますけれども、期首残高、期末残高ともに数字は動

いておりません。これは、積み立てております。立ち上げのときから支出金でございまして、資本金に当たるものでございます。

正味財産期末残高といたしましては、2,873万8,450円となります。これが平成30年度へ繰り越しする金額となるものであります。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

ご質疑はありますか。

10番、酒本敏興議員。

○10番（酒本敏興） 先ほど、前年度の決算との比較表をもらいました。その中で数字が出ているんですけども、単年度の期末残高マイナスであると。

ちょっと気になるのは、この報告書の中の課題ですね。いわゆる入場が減ったということなんですけれども、今後の課題に、県内近県との施設との交流で、今の課題を払拭したいんだということのようですが、原因はそれだけなんですか。ちょっと詳しいその決算の内容というか、背景を聞きたいと思います。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 確かに、ここ近年入館者が減少傾向でございます。

まいとし、減少の要因としましてはちょっと同じような理由となっておりますが、1つとしましては団体客が減少しております。特に、香川県を除く四国・関西地方でございます。このことにつきましては、バスの運賃改定が2年ほど前にありまして、そのことが大きく要因をしていると思います。

それと、近年の大雪であるとか、雨による通行どめのことも影響しておると思われま。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 10番、酒本敏興議員。

○10番（酒本敏興） 十分その辺のところはつかんでいらっしゃると思うので、ここはきょうは質問だけです。

それで、先ほどちょっと言いましたけども、今後の留意点、課題としてここに書いてあるのが要因ではない、これを払拭するだけで、この決算はよくなるというわけではないので、これらについてまた、後の委員会等々でも質問したいと思いますけれども、もう少し具体的に経営戦略を我々に伝えてほしいと思うんです。

例えば、職員さんが退職されたとか、あるいは今のままの体制でいいのかどう

か、みたいなことも踏まえて、これからどうするかというようなことはまた後の委員会で聞かせてください。

以上です。

○議長（谷口雅人） 答弁要りませんね。はい。

4番、河村議員。

○4番（河村仁志） 同じく石谷邸のことですが、前回もちょっと質問させてもらったかもわからないですけど、だんだん繰越金が減ってきていまして、固定資産のほうの基本財産のほうを見ますと、有価証券やらもともとの基本財産預金というのが固定資産に上がっていますけども、ずっとマイナス傾向が続いていくと将来的に債務超過になる可能性があるんですけども、建物も古くなりますし、そこら辺のこれから先の経営というのは、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 先ほどの説明でも申し上げましたとおり、入館者の減少に伴いまして収益がふえ、赤字を計上しているという状況でございます。このことにつきましては、対策等は理事会、あとは評議委員会でも協議をしております。より今まで以上に入館者増に対する対策も深めてまいりたいと思っております。具体的に申しますと、関西・中京地区への説明会、これにつきましては観光協会と合同で参加をしております。

あわせて、ほかの地域とかの連携というところではありますが、これにつきましては、具体的には湯村温泉に関西方面から多くのお客様がお見えになっているという状況で、その帰り道を往復するのではなくて、こちらのほうに回っていただくというような売り込みもするように計画をしております。そのほか、信用金庫の年金旅行であるとか、そういったさまざまな対策を、これから力を入れていくというぐあいに計画をしているようであります。

あわせて、施設についてですが、これにつきましては平成29年度に英語版のパンフレットを作成しております。これは、この先インバウンドの集客にも力を入れていくということで、県内では西部までは外国の方の旅行者が多いようですが、なかなか東部まではというような状況であります。それを、東部であるとか智頭に来ていただくというような売り込みも、これは県のほうとも連携をしましてやっていくということで、30年度には施設のWi-Fi整備を予定しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 4番、河村議員。

○4番（河村仁志） 説明ありがとうございました。

事業収益の中の智頭町の受託収入、指定管理費ですが、これが982万円、この財務指標でいきますと、来年度はこの指定管理費がふえるということはないでしょうか。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） これにつきましては、3月議会当初予算で指定管理のところで、ちょっと今、資料を持ち合わせていないんですが、増額の要求をさせていただきます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 私もちっと河村議員と同じように、入館料収入やこの喫茶物販収入というのが結構落ち込んでいて、この8ページの正味財産を見たときに、資本金として2,610万円というものがあるんですが、それ以外については今年度は263万8,000円だと。前年度から165万円ぐらい減少しているんで、このペースでいくと、ここの分、何とかカバーできる分がもう1年ちょっとしかない。それ以降は、今度資本を取り崩さないといけない状況になると思うんですが、そこら辺の対応というのは、今さっきも言ったように指定管理料をアップして、ここの資本金を崩さなくてもいいようにするとか、当然、入館者増というものは第1ですけども、そこら辺についてはどうお考えですか。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 岸本議員がおっしゃられるように、あと1年ぐらいでこの債務超過に陥る現状でございます。ただ、先ほど説明をしましてとおり、このままの状態ではなく、いろんな対策をとりながら、対応はしていきたいと思っております。具体的に申しますと、先ほど説明したものに加えまして、喫茶物販のところ、先ほど岸本議員もおっしゃられましたが、ここについてもこのためにパート職員を2名雇っているというような状況でありますので、ここのところの見直しも含めて、今年度はしっかり対策を講じていきたいと思っております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 経営努力というのは、当然それが第1なのですが、それでもなおかつ、当然赤字が出てくるということが予想される中で、あとは債務超過にならないために、例えばもうちょっと指定管理料をふやすということも、当然選択肢としてあるのか、そこら辺はどうですか。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 指定管理料につきましては、本年度、5年の債務負担をいただいておりますので、その範囲でやっていきたいと思っております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 済みません。物品購入契約の大型バスの予定価格についてお答えします。税込みで3,456万円となっております。税抜きで言うと3,200万円。

○議長（谷口雅人） これは、先ほどの質問に対する回答ですので、それでは進めます。

#### 日程第25. 陳情について

○議長（谷口雅人） 日程第25、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情書は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。お諮りします。

各委員会、審査等のため6月19日から6月21日までの3日間を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、6月19日から6月21日までの3日間を休会とすることに決定しました。

6月18日は本会議を開き、一般質問を行います。

また、休会中は各委員会等を開き、付託議案等の審査をお願いします。

6月22日は本会議を開き、委員会の報告を求め、質疑、討論、並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 1時38分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成30年6月15日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 大 河 原 昭 洋

智頭町議会議員 高 橋 達 也